

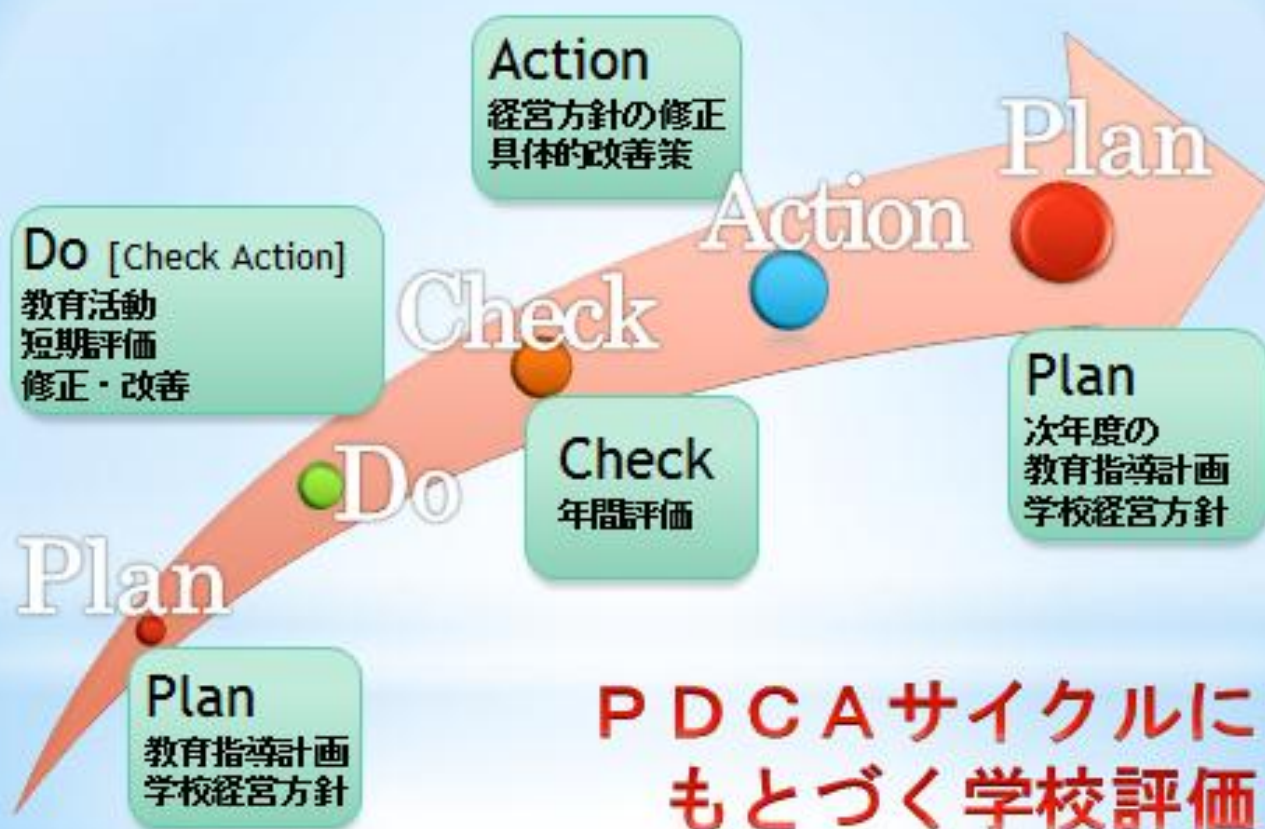
学校評価に関する規定

学校教育法	第四十二条	学校運営の改善を図るため
		教育水準の向上に努める
	第四十三条	教育活動、学校運営の状況の 情報を積極的に提供する
学校教育法施行規則	第六十六条	教育活動、学校運営の状況について 自ら評価を行い、評価結果を公表する
	2項	評価を行うに当たっては 適切な項目を設定し、行う
	第六十七条	関係者による評価を行い 関係者評価結果を公表するよう努める
	第六十八条	評価結果を設置者に報告するもの

学校評価の目的

- ① 目指すべき目標を設定し、達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
- ② 自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。
- ③ 設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。

学校評価による改善サイクル



PDCAサイクルにもとづく学校評価